

Global Golf Simulation 店舗利用規約

「本規約の無断転載・複製・解析を固く禁じます」

第1条 総則

株式会社デュアフォース（以下「当社」といいます。）は、当社が運営するシミュレーションゴルフ場 Global Golf Simulation 及び予約・EC サイトのご利用規約（以下「本規約」といいます。）を次のとおり定めます。

第2条 本規約の適用範囲および変更

本規約は本サービスの提供およびその利用に関し、第3条で定義する利用者に適用されます。当社は、本規約を変更する必要が生じた場合には、本規約を変更することができます。規約に大きな変更が行われた場合、ウェブサイトへの掲載等の方法により、利用者に通知します。

第3条 本サービスの利用

利用者は、本規約に同意の上、当社サービスを利用するものとします。

利用者が未成年の場合は、ご家族の同意を得た上で、本サービスを利用頂きます。

「利用者」とは、当社店舗サービスまたは商品の購入など、当社サービスの利用を行う方をいいます。

第4条 会員登録

- 1.会員登録を希望する者は、本規約の内容を承諾し、当社の定める方法により会員登録を申請(申込書を提出)するものとします。
- 2.会員登録申請にあたり、利用者は、運転免許証、住民票その他公的に証明できる氏名、住所、および日中連絡のつく電話番号、メールアドレスを登録するものとします。これらの登録情報が変更になった際は、遅滞なく当社が確実に覚知出来、正式なものとして認められる方法で届け出るものとします。なお、当社が会員への通知・連絡を行う際の正式な連絡先は、本項に基づき会員が届け出た登録情報に限定されるものとします。
- 3.当社は、前項の申請に対し、当社の定める基準に基づきその可否を判断し、登録を認める場合には、所定の方法により通知(会員証を発送)するものとします。会員は、この通知をもって本サービス会員登録の資格を取得するものとします。
- 4.第2項の登録情報に不備、虚偽があった場合、または変更の届出を怠ったことにより、当社からの通知・連絡が不着となった場合、その他これに起因して生じた一切の不利益は、利用者の責任において負担するものとします。

第5条 支払い

- 1.お支払いは、クレジットカード、各種電子マネー、現金払いが可能です。
- 2.請求書払いの場合、ご請求日より7日以内にお支払い頂きます。
- 3.現金払いの場合お釣りの準備はありません。
- 4.レシートは電子メールにより発行いたします。(紙面での発行はありません)
- 5.紙面の領収書が必要な場合は別途お申し出ください。
- 6.割引チケット類、キャンペーン、および優遇料金（女性優遇、近隣優遇等を含む）の適用は、ご利用者

様からのお申し出があった場合に限り適用されます。(当社による配布や周知をもって、自動的な適用とは看做されません)

第6条 (当社からの通知)

1.当社から会員への通知・連絡は、本会員が登録した電子メールアドレス宛への電子メール、本サービス内の画面への掲示、電話、郵送、またはその他当社が適当と判断する方法により行います。

2.前項の通知を電子メールにより行う場合、会員が届け出た電子メールアドレス宛に当社が当該通知を発信した時点をもって、会員に到達したものとみなします。

尚、当社からの電子メールアドレスは当社のドメインが付帯しているものであれば全て有効と看做されます。

会員側のメール受信設定、通信状況、メールアドレスの誤り、迷惑メールフォルダへの振り分け、その他会員側の事情により当該通知の到達が遅延し、または到達しなかった場合でも、当該通知が到達しなかったことによる一切の不利益は、利用者の責任において負担するものとします。

3.ただし、当社による電子メールの送信が、当社の責めに帰すべき事由によらずにエラーとなった場合、当社は、合理的と判断する範囲で、他の通知方法により通知を行う努力義務を負うものとします。

第7条 本サービスの提供停止、会員登録の抹消

当社は、利用者が本規約に違反又は会員として不適当と判断した場合、事前の通告なしに本サービスの提供の停止または会員登録の抹消を行うことができるものとします。

第8条 禁止事項

本サービスの利用者は、会員、一時利用者、および施設貸切・イベント利用者を含む全ての利用者を指し、当社の運営、施設の安全、および他者の快適な利用を妨げる以下の行為を行わないものとします。

1. 会員登録および情報の正確性に関する禁止行為

(1) 虚偽の情報、または不正確な情報を申請、登録、またはそれらの情報を元に継続して利用すること。(氏名、住所、連絡先、利用目的等を含む、当社の施設運営管理に関わる情報)

(2) 当社が配布したスマートロックキー、クーポン、チケット等を、有償・無償を問わず、当社の承諾を得ずに第三者に譲渡または貸与すること。

2. 施設の保全と不適切な利用の禁止

(1) 過度な連続打ちによる備品の早期消耗行為

- ・ シミュレータの応答時間(インターバル)を無視した過度な連続打ちを行うこと。
- ・ 打席内外を問わず、設備(マット、スクリーン等)を損傷させる可能性のある不適切なスイングや行為。

(2) 当社の設備、機材、資材等を故意に破損、汚損、または無断で移動、持ち出し、私的に利用する行為。
(通常の使用における偶発的な破損については速やかにご相談ください)

(3) 規定(ショットマット等)外の場所でみだりにゴルフクラブ、ボール、練習器具を使用する行為、または当社規定外のゴルフ用品・備品を使用する行為。

(4) 当社コンピュータを不正に操作、改造、設定の変更、インストール、情報の取出し、漏洩・使用すること。

(5) 当社機器、スイッチ類を不正に物理的、電子、または遠隔的に操作、改造する行為。

(6) 店舗入口扉を故意に解放状態のままにすること。

- (7) 店舗、トイレ内の空調機器、照明、プロジェクター、水道を過剰に使用、または放置すること。
- (8) 特定又は複数打席を合理的な理由、料金支払いなく独占、または長時間使用すること。
- (9) 当社事務所、資材保管バックヤードへ無断で立入る行為。
- (10) 個人の所持品、所有物を無断で保管、放置すること。
- (11) ゴミを所定外の場所に捨てる、放置、放棄すること。
- (12) その他、施設の健全な運営を妨げる行為、および目的外の利用、使用。
- (13) 当社が定める会員特典の範囲を超えて、ゴルフバッグ、練習器具、またはその他の私物を施設内に無断で保管、または放置する行為。
- (14) 当社の許可なく、利用者以外の第三者（部外者）を施設内に立ち入らせる行為。または第三者自らが正当な権限や目的を偽り、無断で施設内に立ち入る行為。
- (15) 当社の秘密情報または他の利用者もしくはスタッフとの会話内容を、意図的に盗聴、記録、または複製する行為。
- (16) 当社の秘密情報（シミュレータ独自のセッティング、付帯設備の型番、運用ノウハウ等）を、無断で複製、改変、または解析する行為
- (17) 当社の秘密情報を、当社の承諾なく第三者に開示または漏洩する行為。

（秘密情報の定義） 本規約における「秘密情報」とは、甲（当社）が秘密である旨を明示した情報、並びに利用者が施設利用過程で知り得た以下の情報（公知の情報を除く）を指します。

- ①甲施設におけるシミュレータ独自のセッティング、調整データ、及び運用・設置・接続ノウハウ。
- ②シミュレータ本体、またはその他付帯設備として甲施設内で使用されている機材や資材（カーテン、壁面、人工芝などを含む）のメーカー名、型番、名称、仕様、価格、配置、及び導入、購入、設計、施工、運営ノウハウ。
- ③甲が口頭で伝達した技術的な助言、非公開の情報。

3. 危険行為および他者への迷惑行為

- (1) タバコ、その他火気、危険物を持込・使用すること。
- (2) ゴルフを始めて間もない方が不必要に大きなクラブにて練習する等の不安全行為。
- (3) プレーの安全性と体調管理を著しく損なう服装、または装飾品等を着用すること。

【安全性の観点】スイング中に皮膚を損傷するリスクを高める、肌が大きく露出しやすい服装（例：スイングの安全を確保できない極端なノースリーブ、丈の短いボトムス、過度なダメージジーンズなど）はご遠慮ください。

【体調管理の観点】体温の急激な低下または発汗の促進を招き、集中力やプレーの質を著しく損なう可能性のある服装、空調設定はご遠慮ください。（体温調節が容易な運動着、適度な温度・風量での空調設定を推奨します）

【履物】ハイヒール、サンダル、または不安定なスニーカーなど、スイングの安定性を欠く履物はご遠慮ください。

- (4) 他の利用者、第三者、近隣住民に対し、迷惑、不利益もしくは損害を与える行為。

4. ハラスメントおよび不当な干渉行為

- (1) ハラスメント行為および他者への侵害行為

・ 当社、またはその関係者、他の利用者に対し、暴行、威圧、脅迫、侮辱（人格否定、差別的発言を含む）、またはセクシャルハラスメント行為を行うこと。（口頭、書面、電話、メール、SNS、Web サイトへの投稿、その他あらゆる手段によるものを含む）

(2) 不当・過剰な要求行為

- ・ 業務上必要かつ合理的な範囲を超えた、過剰なサービス・接待要求、金銭的補償の要求、または謝罪の強要を執拗に繰り返すこと。
- ・ 当社の事業内容、システム、または人事に関する不当な改善・変更要求を繰り返すこと。
- ・ 当社の正常な業務遂行を妨げる行為。
- ・ 無断で当社の取引先に連絡、問い合わせ、要求等を行うこと。

5. 義務履行および権利侵害に関する禁止行為

(1) 義務の不履行、営利目的利用、および権利侵害行為

- ・ 当店の利用料金の支払いを故意に、または催告にも関わらず遅延もしくは拒絶すること。
- ・ 無断でのご予約キャンセル、または会員によるご予約無しもしくは所定時間外でのご利用。
- ・ 転売、再販売、その他営利を目的としたサービス、商品購入、または事業内容、技術、営業等の調査、並行輸入の検討・実行を目的とした無断利用。
- ・ 当社からの情報、掲示物、書類をみだりに撮影、転用、転載すること、著作権その他知的所有権を侵害すること。
- ・ 規定にない退会手続きの要求およびその企て、または退会手続きに関する規定を逸脱した不当な要求を当社に直接行う行為。
- ・ 客観的な事実に基づかない情報や論拠を欠く主張を当社に直接行うこと、または第三者に流布（拡散）すること、および当社の信用または名誉を著しく損なう行為。
- ・ その他、法令または本規約、公序良俗に違反し、当社の信用や名誉を著しく損なう行為。

第9条 火災、地震、事故・トラブル

店内で火災、地震が生じた場合は当社又はビル管理会社の指示に従い速やかに避難してください。事故・怪我、会員・利用者間、設備のトラブル、破損、犯罪行為が生じた際には速やかに当社にご連絡ください。

第10条 知的財産権

本規約、本サービスにおいて使用される文言、画像、デザイン、およびこれらに付随する技術、ノウハウ、商標その他一切の知的財産権は、当社またはその他正当な権利者に帰属するものとします。

利用者または本サービスへのアクセス者は、当社の事前の書面による承諾なく、以下の行為を行ってはならないものとします。

- 1.これらの知的財産権を侵害する行為。
- 2.これらの知的財産権を複製、改変、再頒布、公衆送信、その他二次利用する行為。
- 3.本規約または本サービスの解析を目的とする行為。

第11条 IDおよびパスワード、スマートロックキーの管理

利用者は、自らの責任において、利用者自身で設定したID（メールアドレス）およびパスワード、スマートロックキーを管理するものとします。

第12条 退会

1. 退会を希望する場合には、利用者は所定の期間に退会申請を行うことにより、いつでも退会をおこなうことが出来ます。ただし、その申請に基づき、当社が退会日を決定し通知するものとします。

お申し出の際には以下の点にご注意ください。

- ① ご本人様による書面(所定の書式、メールによる送信可)による申請であること (口頭、お電話、郵送、お問い合わせフォーム、SNS、請求書・予約送信アドレス宛のメール等では申請出来ません)
 - ② 申請日、退会日、ご理由をお申し出ください (これらの情報が無い退会は出来ません)
 - ③ 退会申し出の撤回は退会日の 18 時まで可能です (新規料金による再入会手続きとなりますが手数料は不要です)
 - ④ 時間、日割りでの精算は行われません
 - ⑤ 退会申請の締切日と適用される退会月は、以下の通りとします。
 - ・当月 (申請月) 19 日 18 時までの申請：当月末での退会
 - ・当月 19 日 18 時 1 分から翌月 19 日 18 時までの申請：翌月末での退会
 - ⑥ 退会申請は、申請を受け付けた期間の月末をもって会員資格を終了させる手続きに限定されます。退会申請期間外での退会予約 (例：翌々月以降の特定の日付を指定する申請) は、一切受け付けません。また、退会申請は原則として 1 か月に 1 回のみ可能とします。
2. 当社は利用者の退会後も、一定期間の間、利用者の情報を保持する場合があります。
情報保持に関しては別途定める当社の個人情報保護方針に基づき厳重に情報を管理致します。
3. 合理的な理由の無い個人都合による退会が行われた場合、退会后 3 ヶ月の間、一時利用は出来ません。
再度の入会を希望される場合、所定の手数料が掛かります。
- ・合理的な理由とは、転居、ご病気、怪我によるものを意味します。
 - ・転居を理由とする場合は、退会届に新住所 (番地、建物・部屋番号まで) の具体的な記載が必要です。
 - ・ご病気、怪我を理由とする場合は、病状、診断名 (可能な範囲)、療養期間など、ゴルフの継続が困難な具体的な理由の記載が必要です。
 - ・当社は、合理的な理由の真偽を確認するため、転居の場合は住民票等の公的な書類、ご病気・怪我の場合は医師の診断書等、その理由を証明する書類の提出を求める場合があります。
 - ・それ以外の理由、例えば利用頻度が少ない、海外または遠方への長期出張・駐在、虚偽又はそれが疑われる申請は合理的な理由とは看做されません。(当社の責により利用に相当な不具合が生じその申請により当社がその内容を認めた場合を除く)
 - ・虚偽の申請が判明した場合は、本条第 4 項の規約違反による退会として取り扱い、違約金が発生する場合があります。
4. 規約違反による退会は別途定める違約金が発生します。
- ・会員登録日から起算して 2 か月以内 (月額会費の起算日、締め日を基準とします) の個人都合による退会は、原則としてお受けできません。
 - ・ただし、海外または遠方への長期出張・駐在など、当店の利用が著しく困難となるやむを得ない個人都合の退会の場合、**清算金 (初期登録費用及び事務手続き等にかかる費用) をお支払いいただくことにより退会をおこなうことができます。
 - ・これは当店が別途設けている格安の一時利用により、会員様が施設やサービスを試す機会を提供であることを考慮し、短期間での退会に伴う当社の初期負担コスト回収を目的とするものです。
5. ゴルフバッグ無料預かりを含む優遇特典は会費をお支払い頂いている会員資格に対するサービスです。
そのため、退会のお申し出(意思表示)により、これらの優遇特典はその時点で持って終了、喪失します。退会の申し出後のゴルフバッグの保管については、速やかにご自身で引取り頂くか、所定のゴルフバッグ保管料をお支払いいただきます。

6.海外または遠方への長期出張・駐在など、当店の通常利用が著しく困難となるやむを得ない理由があり、その旨をご申請いただいた場合、通常の退会を避け、会員資格を維持できる「会員資格一時維持制度」を適用することが可能です。

適用を希望される場合は、ご所属（勤務先）、出張・駐在期間・場所を明記の上、退会日までにお申し込みおよび所定の一時金のお支払いをもって最大1年間「一時利用会員」となることができます。

この一時金は、通常の月会費より大幅に低額であり、早期に会員に復帰された場合は精算いたします。また、本制度の適用により、再入会時の事務手数料が不要となる優遇措置を適用いたします。一時金は、お客様の在籍期間等に基づき個別にお見積もりいたします。

7.個人都合による退会に際し、当店の設備やサービスへの具体的なご不満、当社の責、他社・他店舗との比較による利用機会の減少、または改善に関する合理のご意見・ご提案を、所定の書式にて忌憚なくご提出いただいた場合、当社はこれを貴重な改善提案として受け止め、申請者に対し以下の特別優遇措置を適用いたします。

適用する優遇措置は、①優遇特典の退会時までの延長、②一時利用期間制限の撤廃(利用回数履歴は会員お申込み時まで遡及して取扱う)、および③再入会時の事務手数料の無料化とし、優遇措置の適用が決定した場合、当社より申請者に御礼と共にその旨を別途通知するものとします。

8. 秘密保持に関する同意書の提出 利用者は、退会申請を行う際、当社の機密情報およびノウハウの保護を目的とする「シミュレータ施設利用に関する秘密保持及び利用目的限定に関する同意書」を未提出の場合に限り、署名又は記名し、当社に提出しなければなりません。なお、過去に会員区分（ペア、ファミリー、団体等）の変更を行い、退会時に当該会員資格を利用していた関係者（変更前の会員を含む）がいる場合、当該同意書を未提出であれば、その全員が署名又は記名提出が必須となります。この同意書は、退会後の情報漏洩や不正利用を防止するための必須の手続きであり、その有効期間は退会後も継続します。

第13条 損害賠償責務

1. 通常損害の賠償 利用者又はその他の関係者の故意又は過失により当社の設備、機器、ビル設備並びに本件関係者の身体、財産に損害を与えた場合は、速やかにその旨を当社に連絡下さい。又これによって生じた損害を賠償頂きます。

2. 秘密保持違反等による特別損害の賠償および違約金

利用者が本規約または別途締結する秘密保持に関する同意書に違反し、当社に損害が発生した場合、利用者は当社に対し、当該違反によって当社に生じた一切の損害を賠償するものとします。

また、違約罰として所定の違約金を利用者に請求できるものとします。

第14条 準拠法及び紛争の解決

本規約および本サービスに適用されるガイドライン等の準拠法は、日本法とします。

本契約、サービスに関連して紛争が生じた場合には、当社及び利用者は紛争を友好的に解決するように合理的な努力をするものとします。

附則

附則第1条 月額会員制度

1. 契約・適用範囲に関する規定

(1) 月額制で、予約消化ごとに次の時間・打席枠のご予約が可能です。

(基本プランの場合、1度に予約できるのはご契約ごとに1枠のみです。予約消化10分前より次の予約が可能となります。)

(2) 当店の利用規約を遵守してください。途中退会、利用規約違反など、お客様都合による会員資格喪失の場合、お支払いいただいた料金の返還は一切致しません。

(3) ご利用開始は、入会申込日の翌日以降となります。

(4) 申込後(決済前)にキャンセルされた場合、打席利用があった場合は一時利用と同額の料金が発生します。その後の一時利用でのご利用は、当店より10km圏外の方と同額の料金を承ります。

(5) 利用にあたり、「シミュレータ施設利用に関する秘密保持及び利用目的限定に関する同意書」、「【必須確認事項】施設利用・安全管理ルール」に署名し、これを提出するものとします。

2. 料金・支払い・退会に関する規定

(1) 月額会費の基準日と支払い

- ・基準日は毎月1日から月末日までとします。

- ・毎月20日に翌月分を定期請求し、請求書発行日より7日以内にお支払いください。

- ・入会月は、入会日にご請求し、請求書発行日より7日以内にお支払いください。

(入会申込日と基準日、当月の残り日数に従い、7日ごとに25%のお値引きがあります。ただし、団体会員は25%以上の割引の適用はありません。)

- ・退会に関する規定は、本規約第12条(退会)に定める通りとします。

- ・3か月以上の契約の場合も、お支払いの基準、ご請求日、お支払日、退会に関する規定に関しては月額会員と同じとし、サイクルのみが異なります。(ご請求書発行後の当月・契約期間内の退会はできません。)

- ・退会のお申し出は書面による方法により可能ですが、ご本人様からのお申し出と認められない場合(SNSのDM、お問い合わせフォーム、携帯電話メールなど)、または当社にて通知が確認できない場合は、退会できません。

(2) 料金変更の原則と例外

料金変更があった場合でも、原則としてご契約時の料金が継続されます。ただし、以下の場合を除きます。

- ・プラン変更を行った場合。

また、経済情勢等の変化により料金変更の必要が生じた場合、その要請を行うことがあります。この要請への同意は自由ですが、何度要請しても同意が得られないときは、契約の終了を打診する場合があります。

(3) 違約金

- ・再入会(個人都合による退会後の再入会)の場合、所定の手数料が発生します。

- ・入会から2か月以内での個人都合による退会の場合、初期登録および事務手続き、ご説明にかかる費用として、月額会費の0.5か月分相当額を清算金としてお支払いいただきます。

- ・第8条(禁止行為)違反による退会の場合、違約金として月額会費1か月分(重篤な場合は3か月分)をお支払いいただきます。なお、損害が生じた場合の損害賠償金にこの違約金を充当することはできません。

(4) 支払い遅延時の措置

月額会費のお支払い期限を正当な理由なく超過した場合、以下の措置を講じます。

- ・2日以上超過: スマートロックの利用時間帯制限。

- ・7日以上超過: スマートロック利用不可。

- ・14日以上超過: 翌月以降の会員資格失効、およびお預かりしているお荷物は書面での最終通告を行った上で任意処分(保管、処分に関わる費用を別途ご請求)となります。

スマートロックの利用再開は数日お時間を要する場合があります。また、会員資格を失効された場合、禁止事項（料金の支払い遅延、拒絶）によるものと看做されます。

3. 予約・利用時間に関する規定

(1) 予約とキャンセル

- ・打席ご利用の際は、オンライン予約システムまたは所定の方法により、その都度ご予約が必要です。打席の空き状況に関わらず、ご予約の無いご利用はご遠慮ください。
- ・会員の予約は、ご利用希望日の 30 日前から可能です。
- ・通常時間枠のご予約の変更およびキャンセルは、予約時間の 1 時間前までに、予約システムを通じて行ってください。
- ・ご予約時間の直前にキャンセルが必要で予約システムからのキャンセルが出来ない場合は店舗の連絡先にご連絡ください。
- ・予約忘れ等により予約時間を過ぎてしまった場合で、次の予約枠が空いている場合、速やかに店舗スタッフにお申し出ください。スタッフが手動で予約処理を行います。ただし、この特例対応は月に 3 回までとし、4 回目以降は 1 回あたり 500 円の手数料を申し受けます。
- ・店舗スタッフ対応時間外（深夜・早朝時間帯など）も、すべての打席・時間枠について事前にご予約が必要です。ご予約のないご利用中に事故、機器の破損、その他の不測の事態が生じた場合、その全責任はご利用者様が負うものとします。
- ・会員以外の同伴者利用など、不正な利用が発覚した場合、所定の一時利用料を請求または会員規約の禁止事項の行為を行ったものと看做されますので、ご注意ください。

(2) 複数時間予約とプラン変更

- ・2 時間、3 時間といった複数時間のご予約は、ご契約者または、ご契約者以外でも一時利用料のお支払いにより可能です。
- ・施設を多くの時間ご利用された場合、その時間数に応じて翌月より 2 時間または 3 時間ご予約プランへ変更されます。適用されるケースは以下です。

① デイタイム会員：月内デイタイム時間内のご利用時間が【月 30 時間以上：2 時間ご予約プラン（料金 1.5 倍）】または【月 45 時間以上：3 時間ご予約プラン（料金 2 倍）】を超えた場合。

② 24 時間会員：月内デイタイムと深夜・早朝時間帯のご利用時間（合計）が【月 40 時間以上：2 時間ご予約プラン（料金 1.5 倍）】または【月 60 時間以上：3 時間ご予約プラン（料金 2 倍）】を超えた場合。

(3) 打席利用の優先順位と追加料金

- ・A～C 打席なるべくまんべんなくご予約、ご利用ください。A 打席は高コストな超ワイド・曲面スクリーン、レフティ専用打席につき、デイタイム時間内のご利用はラウンド、3 名様以上、レフティ、一時利用の方を優先とさせていただきます。（深夜・早朝時間帯を除きます。レフティ会員は利用を優先されます。）
- ・レフティ会員は、当該プレミアム設備を占有し、店舗運営上の機会損失が発生することを考慮し、月額会費が 15% 増、ペア、ファミリー、団体等複数メンバーでのご登録の場合は 10% 増になります。
- ・施設の月内デイタイム時間における打ちっ放し練習に費やす時間が 22 時間を超えた場合：月額料金の 30% 増になります。

(4) 連続利用の制限

日を跨いだ A 打席の連続でのご利用はご遠慮ください。

（正当な理由の無い、2 日以上連続のご利用は契約外利用料をご請求させていただきます。もしくは次の利用まで最低 3 日間の間隔を空けてください。）

(5)ご利用者様の一方的都合によりご予約なしご利用を行った場合、規定・契約時間外で追加のご予約を行った場合：契約外利用料が掛かります。

4. メンバー構成・変更に関する規定（ペア/ファミリー/団体）

(1) 支払い義務者

ペア、ファミリー、団体会員の月額会費のお支払いは代表者様1名によります。

(2) メンバー構成と確認書類

・ペア、ファミリー会員のメンバー構成は自由ですが、個人での契約の場合、メンバー全員分の申込書、ご本人確認が必要です。

・法人として団体会員になられる場合、そのグループ・子会社に所属する方、そのご家族が登録することが可能です。当社は登録される方の所属について、御名刺、身分証明書等により本人確認を求める場合があります。

・個人的な集まり、グループ単位で団体会員になられる場合、メンバー全員分の申込書、ご本人確認が必要です。

(3) メンバーの追加・変更

・メンバーの追加・変更は所定の書式により、原則1か月（基準日に基づく）に1回まで申請可能です。

・会費が減じる場合、翌月からの変更のためには、請求書発行前日18時までにお申し出が必要です。

・メンバーの追加・変更は、施設のご利用前に申請、登録を行ってください。申請、登録前のご利用は一時利用料が発生または不正利用と看做される場合があります。

5. 施設利用・その他特則

(1) 入退室と施錠

・入場は、別途会員にのみ付与されるスマートロックキーにより行います。

・プレー中、プレー後は常時店舗入口を閉じ、電気錠が施錠された状態としてください。

・外出、トイレの利用などで店舗外に出られる際はスマートロックキーを忘れずにお持ちください。

(2)施設ご利用時間帯

・初回のご利用はスタッフ在店時にてお願い致します。（一時利用にて既に複数回ご利用済の場合を除く）

・深夜・早朝にご利用するためには、事前に店舗よりご利用説明を受けてください。ご利用説明は、Web上で資料をお読み頂くことで代替することも可能ですが、ご利用にご不安がある場合はお申し出ください。

(3) 同伴者の利用

同伴者（会員外）の打席利用は可能ですが、一時利用料が発生します。また、同伴者の入店はスタッフ在店時のみでお願い致します。

(4) 登録変更届の義務

・日中連絡のつく電話番号、メールアドレスが変更になった場合は速やかにお申し出ください。

・転居した際には、転居先のご住所、お電話番号を速やかにお申し出ください。

(5) 休業・メンテナンス時の対応

当社休業・閉業、当店舗のメンテナンス、工事等の為、店舗のご予約、ご利用が不可な期間、日、時間帯が生じる場合があります。会員はこれらに対し、また施設利用が無い、少ない、ご希望の日、時間帯にご予約、プレーが出来ないという理由で料金の減額、返還、賠償を請求することはできません。

附則第2条 一時利用に関する規定

本条は、会員外の方が、所定の時間枠および料金で打席を利用する「一時利用」に関する規定です。一時利

用者も、本規約および当店の利用方法を理解し、順守するものとします。

1. 利用資格、予約、および施設利用について

(1) 一時利用は、当店の利用方法および規約をご理解・順守いただける会員外の方であれば、所定の時間枠と料金にて各打席をご利用いただけます。

(2) 一時利用は一度のみならず、その後何度でもご利用いただけます。(回数・料金に関する制限は後述の「料金・精算」をご確認ください。)

(3) 初回のご利用は、お電話または予約なしの直接ご来店でも可能です。

(4) オンライン予約システムを通じて一時利用の予約を行った場合、その時点で、利用者は本規約および当店の利用方法を理解し、順守することに同意したものと看做します。

(5) オンライン予約システムを経由せずにお電話または無予約で利用される一時利用者、その他当社が必要と判断する場合、利用開始前に「一時利用申込書」を記入し、店舗スタッフに提出するものとします。

(6) 2回目以降のご利用は、原則として予約システムより事前にご予約ください。ただし、初回ご利用時でも店舗の営業状況により予約システムによるご予約をお願いする場合があります。

(7) 一時利用の予約は、ご利用希望日の7日前から可能です。

(8) ご予約の確認は、お電話、E-Mail、店頭など口頭または書面による方法によります。Instagram、XなどのSNSを通じたダイレクトメール、LINEによるご連絡は受けられない場合があります。

(9) プレー中およびプレー後は、常時店舗入口を閉じ、電気錠が施錠された状態としてください。

(10) 無料見学・体験

- ・ご入会を検討されているお客様、1名につき1回に限り、店舗スタッフ在店時間帯内で打席が空いている場合に、合計10分以内の施設及び打席の簡単な説明と簡易的な試打(体験)を無料で提供します。尚、他の有料利用者様の予約および利用を最優先するものとし、打席が埋まっている場合や、店舗運営上支障があると判断される場合は提供できません。

- ・無料見学・体験において、お客様都合により10分を超えてご利用された場合は、その時点をもって一時利用に移行したものと看做し、一時利用の最低利用時間(1時間)の料金を請求いたします。

2. 料金・精算に関する規定(回数制限と地理的条件を含む)

(1) 近隣居住者(半径10km以内)の優遇料金適用制限

- ・当店より半径10km以内に居住する個人または所在する団体の優遇料金でのご利用は累計3回までとします。ただし、オンライン予約システムを経由しない無予約でのご利用は、優遇料金の対象外とし利用回数にはカウントされるものとします。

- ・4回目以降のご利用からは、本規約2.(3)に定める遠方居住者(半径10km圏外)の料金が適用されます。

- ・「居住」とは、住民票の記載にかかわらず、生活の本拠地が当該地域に所在することを意味します。優遇料金の適用を受けるためには、当社が求める客観的な方法(公共料金の請求書、免許証等)による証明が原則として必要となります。

- ・利用途中で居住者の区分が変わった際には、時間枠ごとの精算となります。

- ・団体のご利用とは、団体名義でお支払いを行う場合を意味します。

- ・これまで当店をご利用された回数も含まれます。打席を時間・打席枠連続でご利用された場合のご利用回数は1回とカウントされます。

- ・入会の意思が無いことを表明された場合や、入会後に月額会費をキャンセルされ精算される場合には適用されません。

(2) 元会員(半径10km以内)の利用制限

- ・ 当店より半径 10km 以内に居住する個人または所在する団体で、退会された元会員の方は、退会日から所定の期間（例：退会后 6 ヶ月間）は一時利用を行うことができません。
- ・ 当該期間経過後の一時利用料は、本規約 2.(1)に定める優遇料金の対象外とします。

(3) その他の追加料金

- ・ 複数名で打席をご利用された場合、所定の追加料金が発生します。お支払いは代表者様 1 名によりまとめていただきます。
- ・ 複数打席を同時にご利用の場合、所定の追加料金が掛かります。
- ・ 同日中に 1 打席を 2 時間以上ご利用の場合、所定の追加料金が掛かります。
- ・ 会員の方と同伴でご利用の場合も一時利用料が発生します。

(4) 料金の支払いと精算

- ・ 料金のお支払い期限は当日プレー終了時までです。
- ・ 利用者都合により、予約時間を 10 分以上超えてご利用された場合、超過時間は 1 時間単位での延長料金（別途定める）が発生したものとみなします。
- ・ ご利用時間枠の延長は、次の時間枠開始前までにお申し出ください。時間枠途中でのプレー終了による精算（返金）は行いません（1 時間または追加分の料金が発生します）。
- ・ ご予約なしで来店され、2 時間枠以上ご利用の場合に限り、30 分単位のご精算が可能です。ただし、初回特別割引は対象外となります。

3. スタッフ在店および予約キャンセルに関する規定

(1) スタッフ在店時の利用 ・ 原則として当店スタッフ在店時のみご利用が可能です。店舗スタッフ在店時間帯がご不明な場合、予め当店に問い合わせご確認ください。

(2) スタッフ非在店時の利用とキャンセル

- ・ スタッフ在店時以外のご予約、ご利用は 1 時間・打席ごとに所定の追加料金が発生します。
- ・ スタッフ在店時以外のご予約・ご利用は、何らご利用者様への事前の通告なしに当店側にて予約をキャンセルできるものとします。
- ・ ご利用は、当店の判断により、利用者への事前の通告なくキャンセルできるものとします。
- ・ 当店側による予約キャンセル、または店舗スタッフ不在による施設利用不可に対し、利用者は異議を申し立てたり、損害賠償を請求したりすることはできません。

(3) キャンセル料

- ・ 無断キャンセルは、所定のキャンセル料が掛かります。

4. 割引および禁止行為に対する規定

(1) 初回特別割引の制限 ・ 既に当店をご利用頂いたことのある方との同伴プレーは、初回特別割引の対象外です。

(2) 規約違反時の罰則 ・ 禁止行為、規約違反時の罰則および情報保全

・ 禁止行為、秘密保持義務の違反、目的外、不正なご利用と当社が判断した場合、ご利用者様が入手した情報は全て直ちに返還または削除し、通常の 3 倍の料金を頂戴します。

また、別途定める損害賠償および違約金を請求します。

- ・ 当社は、前項の違反(無断撮影)が認められた場合、当該情報保全のため、ご利用者の電磁的記録デバイス（スマートフォン、PC 等）の一時預かりへの協力を求めることができるものとします。

(3) 秘密保持同意書（NDA）の提出義務と罰則

- ・ 予約をオンライン予約システムを経由せずに行う場合（無予約利用、電話によるご予約）、当社シミュ

レータご購入検討でのご利用の場合は、利用開始前に「シミュレータ施設利用に関する秘密保持及び利用目的限定に関する同意書」へ署名し、当社に提出頂きます。

・ 上記に該当しない利用者、施設見学・体験者に対しても、当社が必要と判断した場合は利用開始後であっても、当該同意書の提出を求めることができますものとします。

・ 当該同意書の署名・提出を拒否した場合、または提出が確認できない場合は、「理由の如何を問わず」当店の利用をお断り、又はご利用を停止頂きます。

なお、利用開始後に提出を拒否した場合、その時点までの利用に対して、前項に定める通常の 3 倍の料金を頂戴するものとします。(その場合、利用時間が 10 分未満の場合でも利用時間は 1 時間と看做されます。これは施設見学・体験も該当するものとします)

附則第 3 条 店舗利用

(1)当店は禁煙です。火気の使用、危険物等の持ち込みはご遠慮ください。

(2)飲食の持ち込みは自由です。(アルコール類も可)

ゴミは指定の場所に廃棄、分別にご協力お願い致します。

燃えるゴミ(紙、木くず類)、燃えないゴミ(廃プラスチック、ビニール、ゴム類)、ペットボトル、缶・ビン類にそれぞれゴミ箱ごとに分けて捨ててください。生ゴミを捨てることは原則として不可ですが、事情により必要な場合は水分は切りゴミ箱に入れずに別袋に入れお申し出ください。

(3)(無断)レッスンはご遠慮ください。他のお客様の迷惑になる場合があります。

(4)クラブ、ティーは以下の利用が可能です。

○クラブ：シャフト長 45.75 インチまで、ロフト角 58 度まで

○ティー：全長 65mm まで(芝に挿すタイプの場合)

○ウッドティーをご利用の場合は周囲の安全に配慮の上ご使用ください

○56 度以上のウェッジでの 100%フルショットはご遠慮ください

○58 度を超えるウェッジ使用、フェースを開いてのロブショット(打ち出し角の高いショット)はご遠慮ください

○ショットマット外でのショット・素振りはご遠慮ください。

(5)安全のためカーテン、打席仕切り(シャンク防止用)をご利用ください。

(6)消灯・省エネ、節水にご協力下さい。

(お帰りの際は次の時間枠のお客様が予約、待機している場合を除き、PC はスタンバイ状態に、照明、プロジェクター、空調機器、空気清浄機、トイレファンは電源をオフにしてください)

(7)空調機の設定温度は冷暖房ともに 21～23℃、風量はそれぞれ 2 以下で運転ください。

それ以外の設定が必要な場合、店舗スタッフにお声がけください。

(8)エレベータのご利用は 8～20 時までとなります。それ以外の時間帯は階段をご利用ください。

(9) 貸し出し品について：ボール、ティー、靴、三脚は無料で貸し出します。利用後は内容をご確認、元の場所にお戻し下さい。

ただし、クラブ、シューズ、グローブは無料で利用できますが、数に限りがあるため、その利用を確約するものではありません。バッティングが生じた場合、ご利用者間でシェアいただく場合があります。

(11)Wi-Fi は無料で利用できます。

(12)当社事務所、資材保管バックヤードへの立入はご遠慮ください

(13)不明点、機器トラブル等ありましたらスタッフまでお声がけ下さい

(14)当店に関するご意見等ありましたら、E-Mail 又はお電話にてご連絡ください

(15)ご利用者様の快適、安全なプレーのため、または不正、不安全なご利用と当店が判断する場合、ご利用者様のプレーを中断、中止させて頂く場合があります。ご利用者様はこれら中断、中止による料金の減額、返還、賠償を請求することは出来ません

附則第4条 施設貸切利用

(1)施設貸切とは、団体会員の権利として、またはその他会員、会員外の方が複数の打席を複数の時間枠で予約、所定の料金で当施設を利用するものです

(2) 施設貸切利用に際し、利用者は、「シミュレータ施設利用に関する秘密保持及び利用目的限定に関する同意書」に署名、提出するものとします。

会員外の方の利用（団体利用を含む）の場合、代表者または申込者が同意書を提出し、利用参加者全員に対し、当該同意書に定める秘密保持義務および利用目的限定の遵守を徹底する義務を負うものとします。

(3)施設の貸切はお電話、E-Mail、又は店頭にてのみご予約が可能です

(Web でのご予約は承っておりません)

(4)団体会員がその権利として施設貸切利用をする場合、当日前後連続した時間でのご予約、ご利用は一時利用又は契約プラン変更にて承ります

(5)会員外の方の正式なご利用は所定の申込書により、ご利用3日前までに行ってください

(6)ご予約は利用日の30日前より承ります

(7)キャンセルは利用日前日の12時までにご連絡下さい

(8)ご予約確定後のご利用者様都合のキャンセルは、会員、一般ご利用に関わらずキャンセル料が発生する場合があります。詳しくは当社までお問い合わせください

(9)当社都合のキャンセル、トラブルに対し、賠償を求めることは出来ません

(10)料金のお支払い期限は当日プレー終了時までです

附則第5条 店舗スタッフ不在時の対応

(1)当店は月あたりに1日～最大8日間の休業を行う場合があります。

休業日は確定次第、会員の皆様に通知いたします。

(2)深夜・早朝時間帯など当店スタッフ不在時のお問い合わせについてはE-Mail、留守電に残すなどでご連絡をお願い致します。翌デイトタイム営業時間内、なるべく早めに対応致します。緊急事態を除き拙速な対応は致しかねます。

(3)当店スタッフ不在時に店舗において緊急事態が発生した場合は、速やかに当社、公共機関(消防、警察)、ビルセキュリティ会社にご連絡下さい。

緊急事態とは以下のような例えば以下のような事態です。

- ・火災

- ・重篤な怪我、死亡事故の発生

(4)火災が生じた際には、初期消火活動、排煙、通報にご協力下さい。

ご自身で手に負えない火災、事故が生じた場合は、店外、周囲にも助けも求めて下さい。

(5)店舗入口扉施錠(電気錠)に関するトラブルは、ビルセキュリティ会社にご連絡ください。

(6)トイレはご利用頂けません。エレベータはAM8時～PM20時までご利用可能となっていますのでご注意ください。店舗スタッフ不在時はポール・バリケードが残っている場合がありますが、ご理解の程お願い

致します。

- (7) 店舗スタッフ不在時（深夜・早朝時間帯など）に、機器の不具合、トラブルが生じた場合、利用者はマニュアルに従い解決を試みてください。マニュアルでも解決できない又はご不安な場合は当該打席の利用を一旦停止して、他の打席にご予約がない場合に限り、空き打席に移ってプレーを継続することができます。利用者は、当該トラブルについて、トラブルの内容（発生時間、打席、現象）を可能な範囲で詳細に記録し、E-Mail または所定の方法にて速やかに当社へご報告ください。
- (8) ご利用後の機器の電源オフ、打席周囲、機材のお片付け、整理・整頓にご協力ください。

附則第 6 条 当店主催イベントについて

- (1) 当社主催のイベントへの申込は E-Mail または申込書により行います。
- (2) イベント参加に際し、参加者は「シミュレータ施設利用に関する秘密保持及び利用目的限定に関する同意書」に署名、提出するものとします。
- (3) イベントの空き状況は E-Mail、お電話、又は予約システム上で当社にご確認ください
- (4) イベントのご予約は前日の 12 時に確定、ご請求書を発行します。イベント終了後 7 日以内にお支払いください。
- (5) ご予約確定後のご利用者様都合のキャンセルは、イベント確定時刻（前日 12 時）以降は、キャンセル料としてイベント料金の 100%が発生します。
- (6) 当社都合のキャンセル、トラブルに対し、賠償を求めることは出来ません
- (7) 料金のお支払い期限は、当日イベント終了時までです
- (8) 会員割引の特典は、退会申し出により喪失します

附則第 7 条 予約システムのご利用

- (1) 予約システムへの情報入力、お名前(姓・名)、電話番号、E-Mail 3 つ全ての入力ください
- (2) お名前は本名によるものとし、ハンドルネーム等による入力をご遠慮ください
- (3) キャンセルポリシーは別途ご予約による確認メールに記載のものとします
- (4) ご予約が不適切と認められる場合、当店側で予約をキャンセル出来るものとします
- (5) 無断キャンセルが生じた場合、その後の当店のご利用をお断りする場合があります
キャンセルポリシーに基づく時間外でのご予約キャンセルが必要な場合は、速やかに当店にご連絡ください
- (6) 何ら事前のご連絡なしに 15 分以上ご利用開始が遅れた場合、ご予約を放棄したものと看做し、他者が利用できるものとします。その場合ご利用者様は異議、賠償を請求することは出来ません。
- (7) 事前のご連絡は DM やメールなど一方的なものでなく、当社の確認が必要です。

附則第 8 条 スマートロックのご利用

- (1) スマートロックキーは会員または当店が必要と認めた者に付与します
- (2) スマートロックは会員区分に基づく、ご利用時間帯でご利用が可能です
所定の時間内であればお預かりしているお荷物の持ち出し、持ち込み(戻し)も可能です
- (3) 当店休業日はスマートロックのご利用は出来ません
また、当店のその他都合、メンテナンス、工事等により利用不可な時間帯が生じる場合があります
- (4) ご利用者様の過失により、スマートロックキーを紛失、再登録が必要になった場合、再発行のため別途

手数料がかかる場合があります

(5)当社が店舗の運営、その他お客様のセキュリティに支障、懸念があると判断した場合、特定のご利用者様のスマートロック利用を制限する場合があります。その場合、制限対象となる特定のご利用者様への事前の通知はありません。心当たりがない場合は、当社までお問い合わせください。

附則第9条 荷物預かりサービス

1. サービスの対象と利用制限

(1)個人会員またはペア、ファミリー会員について、ご契約ごとに最大1個のゴルフバッグを無料でお預かりします。

(2) 一時利用者の手荷物 2時間枠以上の一時利用された方の手荷物を無料でお預かりします。

(3) 以下の物品はお預かりできません。

- ・簡易式キャリーケースなど自立しない不安定なゴルフバッグ、スタンド無しで自立しないまたはそれらに転倒防止策を会員が講じていないもの。
- ・貴重品、電子機器、液体、危険物、飲食品、違法・危険性が疑われる薬物・化学物質類。
- ・荷物を詰めすぎているもの。

2. 会員の義務（届出・表示・点検）

(1) 会員は、ゴルフバッグの預かりを希望する場合、当社が別途定める届出書または電子的な方法により、ゴルフバッグのメーカー名、モデル名、色、その他特徴を正確に届け出るものとします。

(2) 会員は、ゴルフバッグ本体に、氏名（フルネーム）を明記した視認性の高い名札またはタグ、フード・カバーを、常時装着しなければなりません。

(3) ゴルフバッグの無料預かりを希望する会員は、バッグ内のクラブ、荷物、およびバッグ本体の状態を健全に保つため、最低でも1週間に一度、自身で点検を行うものとします。

3. 当社の権利と免責事項

(1)お預けになった荷物は、当社の都合で別の場所に移動する場合があります（保管場所の指定・確保は出来ません）。

(2)ご希望のお荷物の内容、期間によってはお預かり出来ないもの、当社により解放・チェックさせて頂く場合があります。

(3)衛生管理、安全確保、または施設の健全な運営を目的として、当社は、会員に事前に通知することなく、保管されているゴルフバッグを一時的に移動または解放・チェックできるものとします。このチェックの結果、バッグの状態が他の利用者または施設に悪影響を及ぼすと判断した場合、当社は会員に対し、一時的な利用停止、バッグの引き取り、または任意処分を求めることができます。

(4) 会員が点検義務を怠ったことに起因して、クラブ、荷物、またはバッグ本体に生じたカビ、錆び、劣化、あるいはバッグ内の物品の異常や破損、紛失、外部から確認できない損害については、当社の故意または重大な過失がある場合を除き、当社は一切の補償責任を負わないものとします。

(5) 当社は、届出およびの名札の装着がなく、所有者が確認できないゴルフバッグについて、お預かりをお断りするか、または所定の保管料を請求、任意処分できるものとします。

(6) 届出内容と現物が著しく異なったり、識別タグの不備により第三者との間で取り間違い等が生じた場合、当社は補償規定に基づき、一切の補償責任を負わないものとします。

(7) 紛失等の損害に対する補償はご利用者様、当社の責任範囲、現在価値に基づくものになります。例えば以下については当社の補償対象外です。

- ・購入から年月の経過したもの。
- ・貴重品、電子機器(距離計、携帯電話、タブレット・ノート PC 等)。
- ・名札、フード、カバーを付けないことによる破損・紛失
- ・自立式ゴルフバッグでないなどゴルフバッグの構造的不安定、中身の過剰積載、重心の偏りなど会員の転倒リスク対策不備による破損・紛失。
- ・所定外の場所に置いたことによる破損・紛失。
- ・証拠の無い紛失・破損の申し出によるもの。
- ・他のご利用者様、第3者による破損、紛失（ゴルフバッグ転倒含む）。
- ・地震、火災、風水害、その他当社の責めに帰すべからざる不可抗力により生じた損害。

4. 期間超過と料金

- (1) 期間超過時の措置 期日までに取りに来られない場合、保管費用のご請求、当社にて任意処分又は着払いによる配送が可能なものとします。
- (2) 保管費用と処分費用 契約外の保管費用は1日当たり 1,000 円/1 個（別途消費税）、処分の場合は当社経費及び実費に基づくものになります。

5. 【既存会員に対する経過措置】

1. 本規約（附則第9条 荷物預かりサービス）の発効日以前から本サービスを利用している会員（以下「既存会員」という）に対しては、本規約の遵守を円滑に行うため、以下の経過措置を設けます。
2. 既存会員は、本規約に定める届出を 2025 年 11 月 30 日までに提出しなければなりません。
3. 既存会員が預けているゴルフバッグが、本規約に定める預かり禁止物品（フード・カバーを常時装着していないもの、スタンドが無いと自立しない、不安定且つ出来転倒防止策を講じていない等）に該当する場合、既存会員は、2025 年 11 月 30 日までに是正（例：引取り、交換、フードの装着、適切なバッグ適用など）を行わなければなりません。
3. 上記期限を経過しても申込書の提出または是正が確認されない場合、当該会員のゴルフバッグ無料預かりサービスは自動的に終了し、店舗からの撤去、または所定の保管料が発生するものとします。

附則第 10 条 マニュアル、掲示物、案内の扱い

- (1) マニュアル、掲示物、各種案内に使用されている文言、画像およびデザイン等に関する著作権、商標権、技術その他全ての知的財産は、当社またはその他正当な権利者に帰属するものであり、利用者はこれらの権利を侵害することは出来ません。これらを電子的又は物理的みだりに複写、転送することはご遠慮ください
- (2) 電子的にこれらを閲覧するためのデータベースへのアクセス権は、当社よりご利用者様個別、またはご契約ごとに付与し、このアクセス権はご利用者様のご利用開始後速やかに開始、そして退会の申請により失効します。

附則第 11 条 退会処分

- (1) 以下に該当する場合、会員としての権利を即座に喪失、その後の当店のご利用を一切お断りします。
 1. 第8条に記載の禁止行為を行った場合
 - ・他の利用者や店舗、近隣に影響を及ぼす損害が生じた場合
 - ・当社からの注意、説明、催告にも関わらず、改善の見込みが無いと当社が判断した場合
 2. 月額会費、他利用料金の支払を 14 日以上期限超過した場合

- 3.会員が規定に無い退会手続きの要求およびその企てを行った場合
- 4.その他、具体的な証拠に基づき当店、他の利用者、近隣、関係者のセキュリティへの影響や損害が生じる懸念があり、解決が出来ないと当社が判断した場合
- (2)複数人数で会員になられている場合、そのうちの一人が本対象となった場合、他の登録者には連帯責任が生じない。但し不正・禁止行為を黙認又は共謀していた場合を除く。
- この場合、具体的な証拠や個別ヒアリングにより当社が判断するものとする。
- (3)複数人数で会員になられている場合の、違約金のご請求は決済代表者様へ、その他損害賠償のご請求は、状況に応じての判断となります。
- (4)退会処分になった場合、その旨、別途通知を発行します。
- (5)一時利用についても、同様の事象が生じた場合、当店のご利用は一切お断りします。

附則第 12 条 シミュレーション機器の利用に関する特則

- (1) シミュレーション機器が記録したボールの飛距離、弾道、その他のデータは、利用者が認識する感覚と異なる場合があること、また、当社機器が記録した電子的なデータをもって最終的な客観的事実とし、利用者はこれに異議を唱えないものとします。
- (2) シミュレーション機器の不具合またはデータのエラーに関する申し出は、利用者は当該プレー中、または利用直後に速やかに当社に連絡し、その場で具体的な証拠（現象、時刻、データ等）を提示しなければなりません。
- (3) プレー終了後に申し出があった場合、または客観的な証拠の提示がない主張については、原則として一切受理しないものとします。
- (4) 客観的な根拠を欠く主張を執拗に繰り返す行為は、第 8 条に定める不当・過剰な要求行為および論拠を欠く主張と見なし、本規約に基づく措置を講じます。

附則第 13 条 追加料金

(1)会員：

- ・契約外利用料：無予約利用、またはご契約プラン・時間枠を超過したご予約によるご利用、連続利用の場合、1 回につき A 打席 2,000 円、B/C 打席 1,500 円を申し受けます。(正当な理由が無い場合)
- ・月内ご利用枠を超過した場合のプラン自動移行：当該月のご利用時間が以下の基準を超過した場合、当社より通知の上、翌月 1 日より上位プランへ自動移行し、新たな会費を適用します) ※但し、2025 年 9 月以前にご入会された既存会員については特別優遇措置があります。詳細は別途お問い合わせください。

①デイトタイム会員（デイトタイム：平日 9:00～17:00 のご利用）

- ・月ご利用 30 時間以上：2 時間予約プランへ移行（基本会費の 1.5 倍）
- ・月ご利用 45 時間以上：3 時間予約プランへ移行（基本会費の 2 倍）

②24 時間会員

- ・月ご利用 40 時間以上：2 時間予約プランへ移行（基本会費の 1.5 倍）
- ・月ご利用 60 時間以上：3 時間予約プランへ移行（基本会費の 2 倍）

【期間限定優遇プラン適用に関する特則】

当社が別途定める期間限定の月額会費割引優遇プラン（以下「優遇プラン」という）を適用して入会した会員については、優遇料金の適用期間中、本項に定める上位プランへの自動移行の基準時間が、割引率に応じて以下の算式により調整されます。

調整後の基準時間 = (優遇プランの会費) / (優遇プラン適用前の会費) x (現行の移行基準時間)

調整後の基準時間は、算出された値の小数点以下を四捨五入して適用します。

【超過利用時の選択肢】

ご利用枠超過が確認された場合、確認から 7 日以内に会員からの申し出があった場合に限り、上位プランへの移行に代えて、超過時間について精算を選択できるものとします。

ただし、精算を選択できるのは、超過月が連続しない場合に限りです。(連続 2 ヶ月以上の精算はできません)

精算を選択した場合、翌月以降も現行プランを継続できるものとします。申し出がない場合は、自動的に上位プランへ移行します。

精算料金は以下の通りです。

- ・ 5 時間まで : 2,500 円
- ・ 6～10 時間まで 5,000 円
- ・ 11～15 時間まで 7500 円
- ・ 16～20 時間まで 10,000 円

20 時間を超える超過の場合、追加料金は当月の月額会費の 1 か月分を上限とします。

・ 再入会事務手数料 : 個人都合により退会された会員が、再入会される場合、以下の事務手数料を申し受けます。

個人会員 : 3,000 円、ペア会員 : 5,000 円、ファミリー、団体会員 : 8,000 円

- ・ 退会によるゴルフバッグ保管料 :

退会申請により保管されているゴルフバッグについて、1,000 円 / 日の保管料を申し受けます。この期間は最大 30 日間とし、それを超過した場合は当施設にて任意に処分できるものとします。

尚、料金は全て税抜表示です。別途消費税 10%を頂戴致します。

【月間利用時間制限改定に関する経過措置】

2025 年 10 月 1 日をもって改定された月間利用時間制限(以下「新ルール」という)について、新ルール適用日以前より継続して 24 時間会員として利用されている者(以下「既存会員」という)に対し、本項に定める特別優遇措置を講じるものとします。

1. 特別優遇措置の適用期間は、2025 年 10 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの 6 カ月間とします。
2. 特別優遇措置適用期間中、既存会員の月間総利用時間枠は、新ルールの制限時間(40 時間)に代わり、月間 50 時間とします。
3. 特別優遇措置適用期間中に月間総利用時間が 50 時間を超過した場合の取り扱いは、以下の通りとします。

(1) 上位プランへの自動移行: 超過確認後 7 日以内に後述(2)の超過時間分の精算の申し出がない場合、月間利用時間に応じて上位プラン(2 時間予約プランまたは 3 時間予約プラン)へ自動的に移行するものとします(超過当月分は個別請求、翌月分より定期請求)。

(2) 超過時間分の精算: 超過確認後 7 日以内に当社への申し出があった場合に限り、上位プランへの移行に代えて、超過時間分の精算料金を支払うことで現行プランを継続できます。ただし、精算を選択できるのは、超過月が連続しない場合に限りです(連続 2 ヶ月以上の精算はできません)。

(3) 精算料金: 5 時間まで : 2,500 円、6～10 時間まで : 5,000 円、11～15 時間まで : 7,500 円、16～20 時間まで : 10,000 円、20 時間を超える超過 : 当月の月額基本会費の 1 か月分を上限とします(全て税別。別途消費税 10%を頂戴いたします)。

4. 特別優遇措置期間が終了する 2026 年 4 月 1 日より、既存会員を含む全ての会員に対し、改定後の新ルール（月間 40 時間以上の利用で上位プランへ移行または精算）を適用するものとします。

5. 本措置は、改定日である 2025 年 10 月 1 日に遡及して適用されるものとします。

(2)一時利用：

以下の料金は、基本の打席利用料に加えて頂戴いたします。

- ・人数追加 (2 名様目以降、お 1 名様あたり)500 円/ 時間・打席
- ・複数打席利用 (2 打席目以降の追加打席ごと)：1000 円 / 打席・時間
- ・2 時間連続ご利用：500 円 / 枠・打席
- ・スタッフ不在時間帯：1,000 円 / 時間・打席【キャンセル規定】

キャンセル料：無断キャンセルの場合、ご予約いただいたプレー代の*100%を請求させていただきます。

尚、料金は全て税抜表示です。別途消費税 10%を頂戴致します。

【注記】

「近隣」の具体的な範囲については、当店舗より半径 10km 圏内とします。

附則第 14 条 エンターテイメント(ゴルフゲーム)利用に関する特則

本条は、会員および一般利用者が、当施設のエンターテイメント機能（以下「ゴルフゲーム」という。）を利用する場合に適用される特則を定めるものとします。

1. 利用時間帯

通常のゴルフクラブを用いたシミュレーションゴルフ（以下「通常プレー」という。）に集中できる環境を確保するため、ゴルフゲームのプレーを許容する時間帯を以下の通り定めます。この時間帯も、通常プレーは引き続き可能です。

- ・平日：15:00～19:00
- ・土日祝：17:00～20:00

2. 会員の利用に関する規定

ゴルフゲームは、ゴルフ愛の維持やリフレッシュに繋がる重要な要素として、会員は利用時間帯において積極的にご利用いただけます。

ご利用料金：無料とし、会員の皆様は追加料金なしでご利用いただけます。

3. 一般利用者の利用料金

一般（一時利用者）がゴルフゲームを利用する場合の料金は、居住地域に関わらず、通常のゴルフ利用における会員同伴時の料金と同一とし、所定の一時利用料が発生します。

この料金は、当社の運営維持に必要な最低限の費用であり、当社がゴルフゲーム利用による直接的な利益を得ることを目的としないものとします。

3. ご予約・プレー時のマナー

(1)【必須】ご利用時の申告：他の利用者への配慮のため、ゴルフゲームのご利用を希望される会員および一時利用者は、Square 予約時のメモ欄にその旨を記載いただくか、ご利用時に店舗スタッフへその旨をお伝えください。

(2)周囲への配慮：ゴルフゲームご利用の際は、特に周囲への音量・騒音についてご配慮ください。（なるべく低音量でのプレーをお願いします。）

4. 例外規定（施設の稼働率向上を目的とする一般利用）

施設の稼働率向上を目的として、前項で定める利用時間帯以外の時間帯であっても、予約システム上で全

での打席に予約が誰も入っていない時間枠に限り、一般のお客様のゴルフゲーム利用を許可する場合があります。

この場合、利用者は時間枠内で確実にプレーを終了することを条件とします。

5. 深夜・早朝時間帯の扱い 深夜・早朝時間帯におけるゴルフゲームの利用については、今後の運用状況を慎重に検討し、改めてルールを設けるものとします。

附則第15条 会員呼称の選択（サポーター制度）に関する特則

1. 呼称の選択と定義

(1) 当社サービスの会員登録を行う者、または既存会員は、その呼称として「会員（MEMBER）」または「サポーター（SUPPORTER）」のいずれかを選択することができます。

(2) 選択された呼称は、本規約における「会員」「利用者」の定義に影響を及ぼすものではなく、両呼称に属する者は本規約の全ての条項に従うものとします。

2. サポーター制度の目的と範囲

(1) 「サポーター」は、当社の起業家精神に基づく、サービス価値と透明性の向上を目的とした率直な意見交換の機会の創出を目的とします。

(2) 「サポーター」を選択された方に対し、当社は業務連絡に加え、当社の考え、ビジネス、シミュレータ技術、ゴルフに関する話題など、フランクなコミュニケーションを必要かつ可能な範囲で提供します。

(3) 前項に定めるフランクなコミュニケーションは、店舗内での業務遂行に必要な時間内に限定され、スタッフまたは「サポーター」の個人的な連絡先交換、業務時間外の交流の約束、またはスタッフまたは「サポーター」個人のプライベートな事情（家族構成、休日の過ごし方、個人的な意見等）に関する執拗な質問など、私的な交流を求めるものではありません。

(4) この規定において、ゴルフに関する話題とは、利用者の個人的なゴルフ体験、スイング理論、ノウハウ、ゴルフ用品、プロの試合の結果など、当社のシミュレータ機能・性能、または提供サービス（料金、予約、設備仕様など）に直接関わらない、非公式かつフランクな会話を指します。

3. 権利・義務、料金体系

(1) 「サポーター」の呼称を選択した場合でも、月額会費、サービス、特典、施設利用ルール、および本規約に基づく会員としての権利と義務は、「会員」と一切変わりません。

(2) 「サポーター」という呼称は、いかなる金銭的・利用権的な優遇をもたらすものではなく、ルールの適用は全会員に対し、一貫して公平かつ厳格に行われます。

(3) 「サポーター」を選択することによる、ボランティア活動や追加の金銭的なご負担は一切ありません。

(4) スタッフは、サポーターとのコミュニケーションよりも、他の会員へのサービス提供および店舗の安全かつ円滑な運営を常に最優先するものとし、サポーターはこれに異議を唱えないものとします。

4. 運営方針への意見反映

(1) サポーターから当社への運営方針に関する意見提供は、会員の任意によるものであり、本規約に基づくサポーターとしての地位を維持するため、またはルール違反時の判断において優遇・冷遇されることの回避のために義務付けられるものではありません。

(2) 前項の規定に関わらず、サポーターから提供された建設的なご意見は、当店の運営改善に向けた貴重なインプットとして優先的に検討させていただきます。

(3) ただし、運営方針に関する最終的な決定権は当社に帰属するものとし、サポーターの意見が必ずしも採用されることを保証するものではありません。

(4) 当社がサポーターに開示する「当社の考え、ビジネス、シミュレータ技術、ゴルフの話題」に関する話題、およびサポーターから提供された建設的なご意見は、第8条に定める秘密情報の定義 に準じて取り扱うものとし、サポーターはこれらの情報を当社の承諾なく第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、一般的な趣味や日常の出来事などの会話内容は、サポーターとしての秘密保持義務の対象外とします。

(5) 当社スタッフがサポーターと秘密情報に関する会話を行う場合、他の利用者の状況等を確認し、情報漏洩リスクを合理的に低減できると判断できないときは、会話を中断または場所を変更することができるものとします。サポーターは、この判断に協力するとともに、自らも会話内容の管理に配慮するものとします。

(6) サポーター制度におけるコミュニケーションについても、第8条（禁止事項）に定めるハラスメントおよび不当な干渉行為の規定を全会員と同様に厳格に適用するものとします。

5. 呼称の変更手続き

(1) 既存の「会員」は、引き続き「会員」としてご利用いただけます。

(2) 「会員」から「サポーター」へ、または「サポーター」から「会員」への呼称の変更を希望される場合は、当社の定める「会員登録情報変更届」をご提出いただくものとします。

以上